

## 新政権において着実な農業の振興を求める意見書

世界的に食料需給が構造的に逼迫する中、日本の低い食料自給率が大きくクローズアップされ、消費者の安全・安心な食料に対する関心が高まり、県民の「農業」に対する期待が大きく膨らんできている。

こうした中、国においては民主党を中心とする新政権が誕生し、農業の再生や食料自給率の向上を目指し、2011年度からの「戸別所得補償制度の本格導入」が検討されており、来年度には準備作業を着実に進めるため、モデル事業の実施が新たに概算要求されるなど、これまでの農業政策が大きく転換されようとしている。

また、2010年以降の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」が、来年3月の閣議決定に向け、現在、策定作業が進められているが、これも今後の農業政策の方向性を国民・県民に示す重要な案件であり、将来にわたって豊かな食生活や農業・農村を守っていくためには、新たな基本計画において、各地域や品目の特徴に応じた政策を展開することを基本に、地域の主体性や独自性を発揮できるものにしていく必要がある。

さらに、新政権においては、膠着状況が続いているWTO農業交渉や、EPA・FTAへの対応が求められており、仮に関税が大きく引き下げられたり、米のミニマム・アクセス（最低輸入割当量）が拡大された場合、米などの国産農産物市場に打撃を与えることが必至である。このことは、わが国の「食と農」の根幹に関わる極めて重要な課題であり、毅然とした態度での交渉が求められている。

生産現場では、初めて農業政策のかじを取る新政権に対し、農政の目玉施策として掲げる「戸別所得補償制度」等への期待がある一方、制度の具体的な説明を求める声が相次いでいるほか、農政の継続性や、現場目線での政策展開を求める声も多く、期待と不安が交差している状況である。

よって、国においては、着実な農業の振興を図るため、次の事項について、格別の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 戸別所得補償制度の制度設計に際しては、生産費－販売価格の「差額」の地域間格差に配慮し、全国の米農家の経営安定が図られる制度とすること。
- 2 政府備蓄米の備蓄水準枠拡大に関しては、中山間地域の米を優先的に買い上げるなど、自助努力だけでは生産性向上に限界がある条件不利地域の農業経営が成り立つ仕組みとすること。
- 3 野菜、果樹などの園芸品目は、国民の「健全な食生活」に資する重要な品目であるため、園芸農家についても経営安定が図られる制度を創設すること。  
また、本県畜産の基幹部門であるブロイラーをはじめ、全ての畜種を戸別所得補償制度の対象にすること。
- 4 WTO及びFTA・EPA交渉においては、国土や景観の保全など「農業の多面的機能」や、安全・安心な食料の安定供給など「食料安全保障」といった、非貿易的関心事項を具体的に反映したモダリティを確立し、将来にわたって各

国における「多様な農業の共存」を可能とする国際規律の確立を図り、主要農産物の関税が引き下げられないよう、断固たる態度で交渉に臨むこと。

- 5 ミニマム・アクセス米については、我が国水田農業にとって過重な負担となっているため、国内消費量の減少等を踏まえ、輸入枠の縮減を目指した粘り強い交渉を行うとともに、国内需給に影響を与えない用途での輸入・管理を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗